平成27年度~平成29年度の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

介護保険は、介護を皆さんと社会全体で支え合う制 度です。40歳以上の方が加入者(被保険者)となって 保険料を納めます。

第6期介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年 度~平成29年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の 介護保険料が下表のとおり変わりました。

保険料は本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段 階的に決められています。

▼介護保険料の問合せ

- ○市庁舎本館1階 高齢介護課 介護総務係 TEL0897 - 52 - 1419
- ○東予総合支所市民福祉課 福祉係 TEL0898 - 64 - 2700
- ○丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係 TEL0898 - 68 - 7300
- ○小松総合支所市民福祉課 市民福祉係 TEL0898-72-2111

▼ 所得段階内訳

* ///		
所得段階区分	対象範囲	平成27〜29年度の 保険料額 (年額)
第1段階	●生活保護受給者●老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の者●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	33,500円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	50,200円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円を超える者	50,200円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	60,200円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	66,900円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	80,300円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円 未満の者	87,000円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円 未満の者	100,400円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の者	113,700円

※合計所得金額とは、扶養控除や医療費控除などの控除をする前の金額です。

65歳以上の皆さん(第1号被保険者)

保険料は65歳到達月(65歳の誕生日の前日が 属する月)の分から個人別に納めます。

●ご注意ください

年度途中に65歳になられた場合は、65歳到達 月の前月までは第2号被保険者として、65歳到 達月からは第1号被保険者として、それぞれを 月割りで納めます。

40歳~64歳の皆さん(第2号被保険者)

加入している医療保険(国民健康保険や職場 の健康保険など)の保険料と一緒に納めます。 65歳到達月(65歳の誕生日の前日が属する月) の前月分までを、第2号被保険者として納めま す。保険料の計算方法は、それぞれの医療保険 によって異なります。詳しくは、加入している 医療保険者にお問い合わせください。

※65歳到達月とは、65歳の誕生日の前日が属する月(1日生まれの方は前月となります)。